|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税管理人申告(承認申請)書 | | | | |
| 年　　　月　　　日  （あて先）河北町長  納税義務者　住所(所在地)  氏名（名称）  電話番号　　（　　　　　）　　　　　　－  個人番号  　町民税・県民税の納税管理人について、次のとおり申告（承認申請）します。 | | | | |
| 納税管理人 | 新（変更後） | 納税管理人となることを承諾しました。 | | |
| 住所(所在地) |  | |
| フリガナ |  | |
| 氏名（名称） |  | |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 電話番号 |  | |
| 旧　(変更前・解任） | 住所(所在地) |  | |
| フリガナ |  | |
| 氏名（名称） |  | |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 電話番号 |  | |
| 納税管理人を定める（変更・解任する）理由 | | | |  |
| 納税管理人を定める（変更・解任する）必要が生じた日 | | | | 年　　　月　　　日 |

備　考

１　河北町内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定める場合は、これを定める必要が生じた日から１０日以内に納税管理人申告書を町長に提出してください。

２　河北町外に住所等を有する者のうちから納税管理人を定める場合は、これを定める必要が生じた日から１０日以内に納税管理人承認申請書を町長に提出し承認を受けてください。

３　納税管理人を変更（解任）する、又はその申告書又は承認申請書の記載事項に変更を生じた場合も、上記１又は２と同様とします。

４　選任された納税管理人は、不服申し立てに関する事項を除き、次の事項を行うことになります。

　⑴　町税に関する法令及び条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出

　⑵　町長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領

　⑶　町税の納付及び還付金等の受領

５　申告書を提出する際には、次の書類の提示又は写しの添付が必要です（地方税の賦課徴収に関する事務　番号法別表第１第１６)。

　⑴　マイナンバー確認書類（マイナンバーカード又は通知カード等の写し）

　⑵　本人確認書類（マイナンバーカード、在留カード、パスポート、運転免許証いずれかの写し

６　納税管理人が口座振替での納付を希望する場合は、「口座振替依頼書」の納税（納入）義務者欄は、納税義務者名で申請してください。

７　根拠法令　地方税法第３００条　河北町町税条例第１５条

＜問合せ・提出先＞

〒999-3511　山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町税務町民課町民税係　℡（0237）73-2111（内線141）